

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【公表番号】特表2016-508175(P2016-508175A)

【公表日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2016-016

【出願番号】特願2015-550495(P2015-550495)

【国際特許分類】

C 08 L 73/00 (2006.01)

C 08 L 23/08 (2006.01)

C 08 G 67/02 (2006.01)

【F I】

C 08 L 73/00

C 08 L 23/08

C 08 G 67/02

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年12月26日(2017.12.26)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

高压フリーラジカル重合から形成される、エチレン系ポリマーを含む組成物であって、前記エチレン系ポリマーが、次の特性：

a) 前記ポリマーの重量に基づき、「0より多く」10重量%未満のCO(一酸化炭素)のCO含有量と、

b) 3~30g/10分のメルトイインデックス(I2)と、を有し、

前記エチレン系ポリマーが、単位で、次の関係：

Tm() < 601.4 × (g / c c 単位の密度) - 447.8 ()

を満たす融点Tmを有し、さらに

前記エチレン系ポリマーが、0.910~0.950g/c cの密度を有する、組成物

。

【請求項2】

前記エチレン系ポリマーが、単位で、次の関係：

Tm() < 601.4 × (g / c c 単位の密度) - 449 ()

を満たす融点を有する、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記エチレン系ポリマーが、320以下の温度にて、纖維引裂付着試験に合格する、ただし、前記纖維引裂付着試験が、501b/連クラフト紙上への前記エチレン系ポリマーの1ミル(0.0254mm)の被覆を含む試験標本を用いて行われ、前記纖維引裂付着試験に合格するとは、前記エチレン系ポリマーの層と前記クラフト紙の表面との間の付着が、前記クラフト紙自体の内部纖維マトリックス付着よりも強い、または、前記クラフト紙の表面の5%以上が前記エチレン系ポリマーと共に裂ける付着よりも強いか同等であることを意味する、請求項1~4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項4】

前記エチレン系ポリマーが、101~113の融点Tmを有する、請求項1~3の

いずれか一項に記載の組成物。

【請求項 5】

前記エチレン系ポリマーが、103～113の融点Tmを有する、請求項1～4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 6】

前記エチレン系ポリマーが、102より高い融点Tmを有する、請求項1～5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

前記エチレン系ポリマーが、前記ポリマーの重量に基づき、3重量%以下のCO含有量を有する、請求項1～6のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

前記エチレン系ポリマーが、¹³C NMRによって決定されたときに、1000炭素原子当たり0.5アミル基以上のアミル基レベルを有する、請求項1～7のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 9】

前記組成物が、第2のエチレン系ポリマーをさらに含む、請求項1～8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 10】

前記第2のエチレン系ポリマーが、LDPE、エチレン／アルファオレフィンコポリマー、またはそれらの組み合わせから選択される、請求項9に記載の組成物。

【請求項 11】

請求項1～10のいずれか一項に記載の前記組成物から形成される少なくとも1つの構成要素を備える、物品。

【請求項 12】

前記物品が被覆基板である、請求項10に記載の物品。

【請求項 13】

前記物品が、押出コーティングまたは押出積層によって生成される、請求項10または請求項11に記載の物品。

【請求項 14】

前記エチレン系ポリマーが、重合形態で、唯一のモノマー種としてエチレンおよびCOを含む、請求項1～請求項10のいずれかに記載の組成物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0149

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0149】

標本は、「24インチ×36インチ」の寸法に切断された。それぞれの試験標本には、2つの「Xのそれぞれのライン上におよそ2インチである、Xカット」が、試料の交差方向に作られた。それぞれの「Xカット」は、それぞれの試験標本におけるポリマー被覆の端からおよそ6インチに作られた。「Xカット」はポリマー被覆のみを貫通した。「Xカット」の一部分のポリマーは、万能ナイフを使用して紙から部分的に分離された。離されたポリマーは、作業者により手づかみされ、試験標本は作業者のもう一方の手で押さえられた。ポリマーは、紙からゆっくりとおよそ1～2インチの距離だけ引っ張られた。このゆっくりとした引っ張りはおよそ5～10秒間かかる。「合格」値は、ポリマー層と紙表面との間の付着が、紙自体の内部纖維マトリックス付着よりも強い（または紙表面の5%以上がポリマーと共に裂けた付着よりも強い、あるいは同等であった）場合に記録された。「不合格」値は、ポリマー層が、紙纖維を伴わずにまたはほとんど伴わずに、紙表面から引っ張られた（または紙表面の5%未満がポリマーと共に裂けた）場合に記録された。ポリマーと共に裂けた紙表面の百分率は、紙基板から除去されたポリマー被覆の合計面積

の視覚検査によって決定された。それぞれのポリマーには、1つの試験標本が試験され、2つの「Xカット」がそれぞれの試験標本において作られた。